

学校施設等の整備に関する提言

学校施設等の整備を推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 公立小・中学校の整備費について

- (1) 都市自治体が新築・増改築・解体・老朽化対策・防災機能の強化等の事業を計画的に実施できるよう、当初予算において必要額を確保し、速やかに事業採択するとともに、対象事業の拡大や補助率の引上げ、補助単価の実態に即した改善等の財政措置の拡充を図ること。
- (2) 空調設備の整備、トイレ改修、給食施設整備等については、学習環境の早急な改善が図られるよう、財政措置の拡充を図ること

2. 国有地での学校設置に係る諸条件について、都市自治体の負担軽減のため、無償貸与や減免、また増改築に伴う承諾料の廃止等、措置を講じること。

また、優先的使用や仮校舎設置に伴う、民間事業者とのリース契約を認める等、制度の見直しを図ること。

3. 「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について（通知）」等に定められている国庫納付返還金に係る諸規定について、都市自治体が当該学校施設を有効活用できるよう、一層の見直しを行うこと。

4. 社会教育施設や社会体育施設の建設または耐震化及び老朽化に伴う大規模改修等について、財政措置の拡充を図ること。

また、文化芸術活動が継続的かつ安定的に行われるよう、施設に対する支援を講じること。

5. 物価高騰対策関係について

公立学校施設の整備等に係る建築資材の建築単価については、物価高騰を踏まえ、実勢価格に即した基準になるよう見直すこと。